２７入札第１３５号　風向風速計の入札について

この入札は、**１回目**の**入札書**の**提出**を**郵送**に**限定**した入札です。
特に、次のことに留意のうえご参加ください。

１．　入札書は　**一般書留　簡易書留　特定記録**　のいずれかの方法で必ず**「１１月１０日　１７：００（必着）」**までに、物品管理室に届くように**郵送**してください。持参、普通郵便等による方法の場合又は期限後に届いた場合、その入札は**無効**となります。

２．　入札書は、内封筒及び外封筒の**二重封筒**としてください。二重封筒でなかった場合、その入札は**無効**となります。

※それぞれの記載例については別紙参照

３．　１回目の郵送する入札書には、代理人の記名・押印は**不要**です。

４．　**一般競争入札参加申請書**は**「１１月１０日　１７：００（必着）」**までに、物品管理室に届くように提出してください。期限までに届かなかった場合、**入札書**が期限内に届いても、その入札は**無効**となります。

※郵送、持参又はＦＡＸのいずれかの方法により提出

５．　代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日（**１１月１１日**）に**委任状**の提出が必要です。

別　紙

※ 内封筒及び外封筒の記載例

○ 内封筒…**１回目**の**入札書のみ**を入れ封かんする。

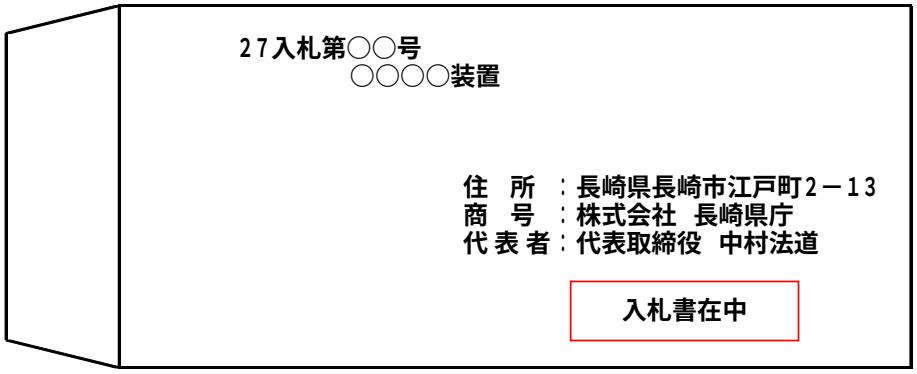

○ 外封筒…上記**内封筒**を入れ封かんする。

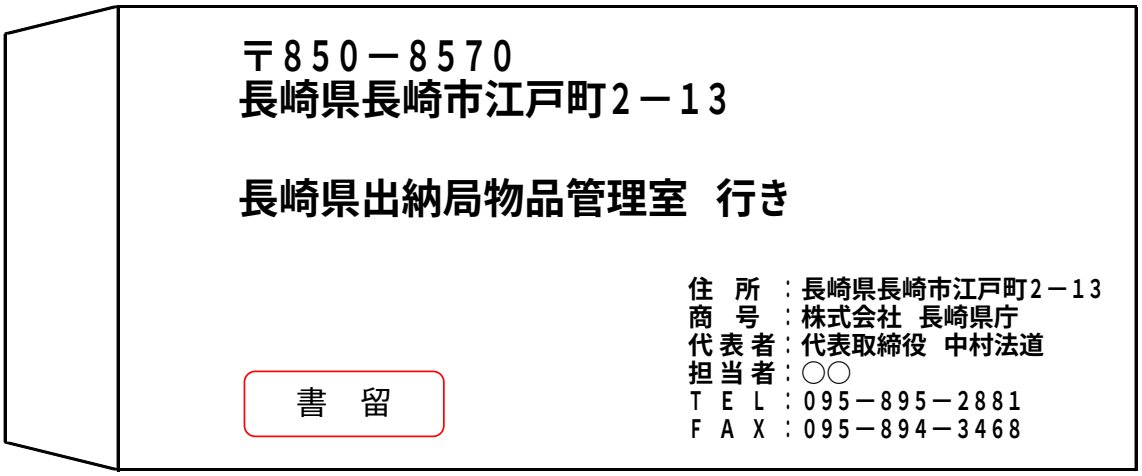

一般競争入札予定表

入札件名：27入札第135号　風向風速計
調達依頼課：環境政策課

公告日		平成27年10月16日			
郵送入札受領期間		平成27年10月16日	～	平成27年11月10日	(17:00)
入札参加申請受付期間		平成27年10月16日	～	平成27年11月10日	(17:00)
同等品	受付期間	平成27年10月16日	～	平成27年10月29日	(17:00)
	回答期限	平成27年11月4日			
質問	受付期間	平成27年10月16日	～	平成27年10月29日	(17:00)
	回答期限	平成27年11月4日			
開札日		平成27年11月11日			(11:30)
入札会場		長崎県庁本館２階会議室			
納入期限		平成28年1月29日			

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

平成 27 年 10 月 16 日

長崎県知事　中村　法道

1　一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

27 入札第 135 号　風向風速計　１式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 28 年１月 29 日

(4) 納入場所

対馬大気測定局（対馬市厳原町宮谷 224 番地）

(5) 入札の方法

①　前記（1）の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

②　入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

2　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項第１号の規定に該当しない者である。

(2)　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を平成 27 年 11 月１日現在で有していること。

(3)　前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している中小企業者であること。

(4)　この公告の日から 10 の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5)　この公告の日から 10 の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3　当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850－8570　長崎市江戸町２－13

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095－895－2881

4　契約条項を示す場所

３の部局等とする。

5　入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（http://www.treasury.pref.nagasaki.jp/）において、掲載する。

6　一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）平成 27 年 11 月 10 日　17 時 00 分

7　同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）平成 27 年 10 月 29 日　17 時 00 分

8　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1)提出場所　　長崎県出納局物品管理室

(2)受領期限　　平成 27 年 11 月 10 日　17 時（必着）まで

(3)提出方法　　郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法）により受領期限内必着のこと。

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に３の部局に確認すること。

10　入札書の開札場所及び日時

(1)開札場所　　長崎県庁本館２階会議室

(2)開札日時　　平成 27 年 11 月 11 日　11 時 30 分開始

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札日時を延期することもあるので、事前に３の部局に確認すること。

11　入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金

免除する。

(2)契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

12　再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(7)及び(15)から(19)は、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1)　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2)　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3)　入札者が法令の規定に違反したとき。

(4)　入札者が連合して入札をしたとき。

(5)　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6)　入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(7)　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8)　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9)　長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10)　同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(11)　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

(12)　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(13)　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14)　入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15)　入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(16)　代理人が入札したとき。

(17)　外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(18)　内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
(20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14　落札者の決定方法

(1)　長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2)　落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3)　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4)　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15　その他

(1)　契約書の作成を要する。

(2)　この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

(3)　その他、詳細は入札説明書による。

入　札　説　明　書

この入札は、第一回目の入札書の提出を郵送のみに限定した入札です。
下記を熟読のうえ、入札に参加くださいますよう、お願いします。

1「入札に関する条件」及び「注意事項」

（1）入札番号

27 入札第 135 号

（2）購入物品名及び数量

風向風速計　　1 式

＊規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

（3）「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」（調達様式第 11 号）を郵送、ＦＡＸ又は持参にて提出すること。

※一般競争入札参加申請書は長崎県へ届出済の印影があるものに限る。

※「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕平成 27 年 11 月 10 日　17 時 00 分

※一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

（4）「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願」（調達様式第４号）を郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については複数回可能とし、受付日翌日より３日以内（休日を除く）に、審査結果を環境政策課よりＦＡＸにて回答する。

※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕平成 27 年 10 月 29 日　17 時 00 分

〔提出方法〕メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・代表者印を押印のうえカタログ等の仕様が確認できる書類と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、仕様書番号を付して要求をみたす箇所を明確にすること。

また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの機能証明書を提出すること。

（5）物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕対馬大気測定局（対馬市厳原町宮谷 224 番地）

〔納入期限〕平成 28 年１月 29 日

（6）入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

〔提出場所〕　長崎県出納局物品管理室

〔受領期限〕　平成 27 年 11 月 10 日　17 時（必着）まで

〔提出方法〕　一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

〔そ の 他〕　悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に２の部局に確認すること。

（7）入札書の開札場所、日時等

〔開札場所〕　長崎県庁本館２階会議室

〔開札日時〕　平成 27 年 11 月 11 日　11 時 30 分開始

〔そ の 他〕　開札に代表者本人が立ち会う場合は名刺等（運転免許証、健康保険証等、本人であることが確認できるもの。）の提示が必要になること。また、代理人が開札に立ち会う場合は「委任状（調達様式第９号)」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。以下同じ。）の提出が必要になること。

また、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合、開札日時を延期することもあるので、事前に２の部局に確認すること。

（８）質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第６号)」を下記提出場所へ平成 27 年 10 月 29 日 17 時 00 分までにＦＡＸにて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、平成 27 年 11 月４日までに「質問への回答書（調達様式７号)」によりＦＡＸにて回答する。

①仕様書に関する質問提出場所　環境政策課　環境監視班

ＦＡＸ０９５－８９５－２５６６　TEL095-895-2356

②調達手続きに関する質問提出場所　物品管理室

ＦＡＸ０９５－８９４－３４６８　TEL095-895-2881

（９）入札書の記載方法

ア　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/108 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第８号）に記載すること。

ウ　入札金額（首標数字）は訂正することができない。

エ　入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ　郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

カ　再度の入札に限り、代理人が入札することができる。この場合、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・郵送の場合

① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。

② 入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載すること。

③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。

④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

⑤ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、物品管理室、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号）を記載すること。

・再度入札の場合

① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。

② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。

③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

（10）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

免除する。

イ　契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 10/100 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

①2,000 万円以上

②2,000 万円未満 500 万円以上

③500 万円未満

（ウ）契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（11）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからコにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。また、キ及びソからテは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

ア　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ　入札者が法令の規定に違反したとき。

エ　入札者が連合して入札したとき。

オ　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ　入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

キ　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

ク　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ　長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

コ　同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

サ　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

シ　入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。

ス　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

セ　入札書の首標金額が訂正されているとき。

ソ　入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

タ　代理人が入札したとき。

チ　外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

ツ　内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

テ　内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

ト　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（12）落札者の決定

ア　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。

ウ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・開札日において、提出があった全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。

・所定の日時及び方法により提出があった入札書を対象とした第１回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の２第１項第８号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大４回となる場合があるので、開札に立ち会う入札者は、入札書（３枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。開札に立ち会う者及び入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

・開札に入札者の立ち会いがない場合、当該入札事務に関係のない県の職員の立ち会いのもと、開札を行う。

・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会う入札者に限る。

・開札に立ち会う入札者がない場合、再度の入札は行わない。

・開札に立ち会う者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。

（※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。）

（13）落札者決定の通知

ア　全ての入札者が開札に立ち会った場合

落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。

イ　開札に立ち会わなかった入札者がある場合

落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、物品管理室ホームページ上（http://www.treasury.pref.nagasaki.jp/）において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。

なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。

① 落札者決定通知書を落札者にＦＡＸ送信する。

② 落札者に電話を掛け、①の受信確認を行い、ＦＡＸ及び電話により、落札者決定の通知を行う。

（14）入札書及び契約書の作成等

ア　入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ　落札通知を受けた日から７日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、「 契約書（調達様式第 106 号）」を提出すること。

ウ　この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ　その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

（15）競争入札の参加資格

ア　令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項第１号の規定に該当しない者である。

イ　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並び昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を平成 27 年 11 月１日現在で有していること。

ウ　前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している中小企業者であること。

エ　この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

オ　この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

２その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住　所〕〒850－8570 長崎県長崎市江戸町２－１３

〔名　称〕長崎県出納局物品管理室

〔電　話〕095－895－2881

風向風速計仕様書

第１ 総則

本仕様書は、長崎県が平成２７年度に発注する大気汚染常時監視テレメータシステムにかかる風向風速計について、適用する仕様を定めるもので、ここに定めるものの他、測定原理及び測定精度等については、「環境大気常時監視マニュアル 第６版」（平成２２年３月環境省水・大気環境局）によるものとする

第２ 装置構成

風向風速計は「発信器(風車型)」と「記録計」をシールドケーブルで結合した構成とする

（風向風速計：装置構成概念図）

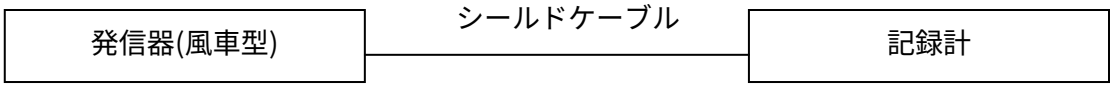

第３ 基本仕様

基本仕様は、それぞれ下記のとおりである

1)発信器(風車型)　　別表１のとおり

2)記録計　　別表２のとおり

3)シールドケーブル　２０ｍ

第４ 納入場所・数量

納入場所・数量は次のとおり

対馬大気測定局（長崎県対馬市厳原町宮谷 224 番地）・１式

第５ 特記仕様

納入業者は、風向風速計の納入にあたって下記の事項を留意すること

１）　風向風速計の基準について

気象業務法第２８条第１項の基準に適合したものを納品すること。また、気象庁長官登録検定機関による証明書を提出すること

２）　付属品等について

標準付属品（各機器の取扱説明書に記載されたもの）のほか、取扱説明書は、それぞれ３部納入すること

３）　風向風速計の設置について

(ア)　風向風速計については、既設の風向風速計を取り外し、新たに風向風速計の設置、調整作業及び稼動試験を行うこと

(イ)　調整作業及び稼働試験完了後、風向風速計の取り扱いについて、立会の長崎県職員に説明を行うこと

(ウ)　取り外した風向風速計及び付属品については、立会の長崎県職員に引き渡すこと

４）　稼動試験について

納品にあたっては、現地における風向風速計の指示状態を６時間以上記録して確認すること

５）その他

①納入後、検査に合格した日から 1 年間以上の保証を付すること

②物品に障害が発生した場合は、連絡後 24 時間以内に電話等により対応することまた、乙は、その状況を詳細に検討し、甲の指示に従って誠意ある対応をするものとする

第６　納入期限

平成２８年１月２９日（金）

第７　例示品

①光進電気工業製　ＭＶＳ－３５０Ｂ

②小笠原計器製作所製　Ｃ－Ｗ１７５Ｎ

※例示品または、上記要求仕様を満たすもの（同等品）を納品すること。

別表１　発信器（風車型）の基本仕様

項目	基本仕様
１．検出方法	風向：尾翼（光エンコーダ又は非接触磁気検出器） 風速：プロペラ（ブラシレス方式）
２．測定範囲	風向：全方向　0～５４０° 風速：起動風速から 10m/s 以内
３．測定精度	風向：±３°以内 風速：10m/s 以下 は±0.3m/s 以内
４．起動風速	0.4m/s 以下
５．耐風速（風洞内）	60m/s 以上
６．許容周囲温度	屋外（－２０～４０℃の範囲以上）
７．遠隔距離	0.75mm^{2}以上のシールドケーブルで１Km 以上

別表２　記録計の基本仕様

項目	基本仕様
１．記録紙	有効測定幅 180mm、連続記録 30 日以上の折りたたみ チャート記録紙
２．記録内容	瞬間風向風速、平均風向風速
３．停電機能	停電時に時間軸自動復帰装置を内蔵すること
４．電源	ＡＣ100Ｖ±10％ 60Hz
５．外部出力	直流０～１Ｖ